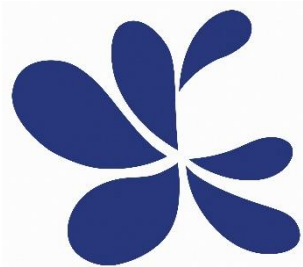


高島市入札参加資格審査申請マニュアル
(県内・県外業者共通)

建設コンサルタント



令和 7 年 4 月
高島市総務部契約検査課

重要

※令和6年度に**高島市**への入札参加資格審査申請を提出された方で、令和6年度中に入札参加資格審査の変更があった方

令和6年度に新規申請登録後、令和6年度中に登録情報の変更事案が生じ、高島市へ書面で変更届を提出された方で、滋賀県市町競争**入札参加資格申請受付システムデータの修正をされていない方**については、受付システムの変更申請登録を実施してください。変更申請登録後、高島市から別途滋賀県土木交通部監理課審査契約係入札参加資格審査申請受付担当へ申請に係る「受理」処理を依頼しますので、システム入力後は高島市契約検査課までご連絡をお願いします。

○高島市役所 契約検査課 TEL0740-25-8501

1 審査基準日

直前決算日（原則令和6年7月～令和7年6月までの決算日が対象）

2 高島市への提出書類について

・市内業者で建設コンサルタント業務を希望されるの方については電子申請および県への書類提出後、別途**技術職員資格調書（建設コンサルタント業務）（高島市コンサル様式第1号）**をメールに添付し下記まで提出してください。

【高島市 契約検査課 Mail：keiyaku@city.takashima.lg.jp】

市外業者の方については別途提出いただく書類はありません。

3 資格要件について

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと、および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) 入札参加を希望する業種により、下記の要件を満たす者であること。
- ア 測量については、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。
- イ 地質調査については、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。
- ウ 建設コンサルタントについては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。
- エ 補償コンサルタントについては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。
- オ 建築設計監理については、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定により一級建築士事務所または二級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- カ 建築設備設計監理については、建築設備の設計および監理を業とする者であること。
- (5) 高島市税および国税（消費税ならびに法人税または所得税）を滞納している者でないこと。また、納付すべき市税および市徴収金については、認定期間中滞納しないことを誓約し、認定期間中に納付状況について調査されることに同意すること。
- (6) 高島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定の趣旨を尊重・遵守し、この申請に基づき作成される入札参加資格者の名簿類を市が公表することに同意すること。

4 業者番号

高島市の個別情報登録画面にて入力いただく業者番号については、過去に高島市へ入札参加資格審査申請を申請されたことのある業者については、高島市契約検査課（Tel0740-25-8501）へお問い合わせください。また、新規の業者（高島市への申請が初めて）の方については「0（ゼロ）」を9桁入力してください。

5 入札参加資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。

- ・令和7年度中に市内に本店・支店等を開設され、令和7年度からの入札参加を希望される方は、契約検査課までご連絡ください。

6 申請者の「市内業者」・「市外業者」区分について

- (1) 市内業者とは本店または支店・営業所・出張所が高島市内にある方です。
- (2) 市外業者とは本店または支店・営業所・出張所が高島市内にない方です。
- (3) 本店と支店や支店と営業所等からの複数申請はできません。

7 業種区分

- (1) 測量は、測量法第10条の2に規定する業務です。
- (2) 地質調査は、地質調査業者登録規程第2条に規定する業務です。
- (3) 建設コンサルタントは、建設コンサルタント登録規程第2条別表上欄に掲げる登録部門に係る業務です。
- (4) 補償コンサルタントは、補償コンサルタント登録規程第2条別表に掲げる登録部門に係る業務です。
- (5) 建築設計監理は、建築士法第23条に規定する業務です。
- (6) 建築設備設計監理は、空調や電気等の建築設備にかかる設計監理業務です。
- (7) 一般調査（土木）とは、上記(1)から(6)以外のもので、建設工事に関連する調査、分析等の業務です。

8 部門区分

業種区分ごとに設ける部門区分は下表のとおりです。（※「一般調査」については建設コンサルでの受付は行いません。物品・その他業務として受付を行います）

業 種 区 分	部 門 区 分
測量	測量一般、地図の調製、航空測量

地質調査	
建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子、廃棄物
補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償及び特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
建築設計監理	設計、監理
建築設備設計監理	計画、意匠、構造、冷暖房、空調、衛生、電気、積算、造園

※ 従来建設コンサルタント業務で受付を行っていた「登記手続き等」および「不動産鑑定業務等」については、物品・その他業務にて受付を行います。また、一般調査（その他）についても同様に、物品・その他業務で受付を行います。物品・その他業務に係る入札参加資格審査申請については高島市のHPで確認してください。

9 入札参加希望業種について

登録できる入札参加希望業種目に制限はありません。また、高島市の個別情報登録画面（建設コンサル）においては「希望有無」のみ選択し、希望順位については入力不要です。

10 申請書提出後の変更について

・申請書提出後において入札参加資格審査申請書に記載した事項に変更があった場合、修正申請を行ってください。また、令和6・7年に提出された方を含め、合併や承継、支店・営業所の廃止等の場合は滋賀県および別途高島市へご連絡をお願いします。なお、最終的に変更申請の内容については必ず申請受付システムへの入力いただき常にシステムを正しい申請状態に修正してください。

・委任先については、有効期間中にほかの支店または営業所へ変更することはできません。委任先を変更する場合は、年一回行っている次年度の入札参加資格審査申請受付時に申請を行ってください。委任先を閉鎖される場合や、市内に支店・営業所を設けられる場合は別途契約検査課までご連絡ください。

11 申請書提出後の申請内容の修正について

申請書提出後、申請内容に誤り等があった場合は令和8年1月30日（金）までに修正を申し出てください。それ以降の修正の申し出には一切応じることができません。

12 問い合わせ先

高島市総務部契約検査課

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地

TEL 0740-25-8501

FAX 0740-25-8100

Mail keiyaku@city.takashima.lg.jp

1 3 その他

- (1) 申請の内容不備や確認書類の不足等により、受付できないことがあります。
- (2) 申請内容について虚偽記載等が認められた場合は入札参加資格の抹消等の措置を取ることがあります。
- (3) コンサルタント登録等が削除された場合は、速やかに監理課および市契約検査課へ報告してください。
- (4) 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはありません。申請者の責任により作成し、提出してください。
- (5) 申請内容等が誤っている場合、受付担当者が内容を修正する場合があります。
- (6) 見積り及び入札については高島市契約規則、高島市建設工事等入札執行規程、高島市建設工事等電子入札実施要領その他関係法令に基づき執行しますので、事前にご確認ください。
- (7) 競争入札参加者有資格者名簿に登録されても、指名等があることを保証するものではありませんので、あらかじめご了承ください。
- (8) 現在、原則として建設コンサルタントの入札は、電子入札システムにより執行しています。新規の方、または未登録の方は、速やかに電子入札へ登録してください。紙入札での対応は、入札参加者のＩＣカード（電子証明書）の再登録や再取得の申請中、使用するパソコンの故障等に限られますのでご留意願います。
新規登録の方は、事前にＩＣカード購入等の準備をお済ませください。電子入札への登録方法については高島市のホームページをご確認ください。
- (9) 代表者役職がない場合は「代表者」と入力してください。契約書や指名通知等についても「代表者」と記載します。

技術者基準

・要件

以下①から⑥をすべてを満たしている必要があります。

①審査基準日以前に採用され、申請日現在雇用されていること。

②所得税の源泉徴収をしていること。

③社会保険の被保険者であること。

個人事業所で従業員が４人以下の場合等、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合は除きます。

④雇用保険の被保険者であること。

従業員が1人もいない場合等、雇用保険の適用が除外される場合は除きます。

⑤給料額が滋賀県最低賃金の基準を満たしていること。

⑥出向者については、転籍出向者（出向先である申請者側で給料の支払い、社会保険等の加入をしている者。）であること。

※ 申請書提出画面の有資格者数について（甲賀市と高島市に申請する場合のみ入力必須）

・技術士・・・技術士法による2次試験に合格し、同法による登録を受けている者であること。

・R C C M・・・一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うR C C M資格試験に合格し、登録を受けている者であること。

・認定技術管理者・・・建設コンサルタント規定第3条第1号ロに該当する者であること。

※ 部門間の技術者重複等について

①複数部門の技術士資格を持つ者については、各部門の技術士欄に計上してください。

②複数部門の認定技術管理者又はR C C Mの資格を持つ場合、各部門のR C C M・認定技術管理者欄に計上してください。

③同一部門の技術士と認定技術管理者又はR C C Mの資格を持つ者については、「技術士」として計上し、認定技術管理者又はR C C M欄には計上しないこと。

④技術士とR C C M・認定技術管理者で部門が異なる場合は、技術士とR C C M・認定技術管理者欄に計上可能です。

例)

(1)道路部門の技術士と下水道部門の技術士の両方の資格を持つ者は、各部門に「技術士」として計上してください。

(2)道路部門の技術士と道路部門のR C C Mの両方の資格を持つ者は、「技術士」として計上してください。（道路部門の技術士とトンネル部門のR C C Mを所持する場合は技術士とR C C Mのそれぞれで計上可能）

⑤技術士の総合技術監理部門の資格を有する職員については、その選択科目と同一の技術部門・選択科目の技術士とみなして計上すること。

例)

総合技術監理部門（建設一道路）を有する

→ 技術士の建設部門（道路）に1人として計上。

1人で建設部門（道路）と総合技術監理部門（建設一道路）を有する

→ 技術士の建設部門（道路）に1人として計上。（重複して計上できません）